

議案第15号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月15日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。